

玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が登録する公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が行うさくらねこ無料不妊手術事業（飼い主のいない猫に対し、繁殖防止を目的として無料で不妊去勢手術を行い、その印として耳先を桜の花びらのようにカットする事業をいう。）の無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）の申請及び交付手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、チケットの交付により飼い主のいない猫による生活環境への影響の軽減、繁殖抑制及び過剰繁殖による被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 このチケットの交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、猫のTNR活動（捕獲し、不妊手術を行い、元の場所に戻すことをいう。以下同じ。）を行う2人以上が所属する市内のボランティア団体等とする。

2 前項に規定する対象者のうちチケットの交付を希望する者は、次に掲げる事項に留意し、了承した上でチケットの交付を申請しなければならない。

- (1) チケット又はチケットの使用権の譲渡、転売又は再々配分及びチケットの利用を条件にした手術費用又は寄附の請求、捕獲及び運搬に伴う代行費用の請求並びにこれらに準じた行為を行わないこと。
- (2) 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てることがないこと。
- (3) 希望と異なる協力病院での手術となることがあることを理解し、異議を申し立てることがないこと。
- (4) チケット使用時において、協力病院にて身分証を提示すること。
- (5) 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
- (6) チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、申請をした者が責任を持って対応すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、チケットの申請に当たり誓約した事項及びどうぶつ基金が定める事項を厳守すること。

(対象となる猫)

第4条 このチケットによる無料不妊手術の対象となる猫は、市内に住みついている猫であって、特定の飼い主がいないと認められるもの又は地域住民が管理しているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 里親に出し、又は里親を探す予定があるもの

- (2) 飼い猫にし、又は飼い猫にする予定があるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、チケットの利用が適当と認められないもの
(交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者は、毎月6日から月末までの間に、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 団体の規約及び団体名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、定められた期間内にどうぶつ基金に対しチケットの交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、どうぶつ基金からチケットを受け取ったときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知し、併せてチケットを交付するものとする。

（実績報告書）

第7条 前条第2項の規定によりチケットの交付の決定を受けた者は、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 利用一覧表（様式第5号）
- (2) 未利用チケット
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条第2項の規定によりチケットの交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付したチケットを返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

年 月 日

玉名市長 様

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第5条の規定により、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 捕獲場所

玉名市 _____

2 申請枚数

_____ 枚 【内訳】 オス _____ 頭 メス _____ 頭

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 団体の規約等及び団体員名簿
- (3) その他市長が必要と認めるもの

玉名市長 様

誓 約 書

玉名市さくらねこ無料不妊手術チケットの申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱を遵守します。
- 2 市内に住みついている飼い主のいない猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないように地域住民に周知を図り、飼い主がいないと判断できたものだけを保護します。
- 3 チケット及びチケット使用权の譲渡、転売、第三者への再々配分等は、行いません。
- 4 チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示します。
- 5 チケットを使用してTNR活動を行う場合、何人からも物品又は金銭を受け取りません。寄附金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用及び不妊手術以外の医療費（ワクチン、ノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関代若しくは高速代、タクシー代又はガソリン代）等を名目として金品を請求しません。
- 6 どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費額等）を行いません。
- 7 住宅密集地でTNR活動を行う場合は、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取組を行うよう努めます。
- 8 妊娠中の猫は、墮胎することに同意します。
- 9 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承します。

(裏)

- 10 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は、不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。
- 11 不妊手術終了後は、速やかに玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書（様式第4号）を提出し、利用しなかったチケットは、返却します。
- 12 チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任を持って対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故、係争等について、市は、責任を負わないことを了承します。
- 13 不妊手術終了後も餌を与える場合は、次のことを守ります。
 - (1) 餌は、時間、場所及び対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片付けます。
 - (2) 猫のトイレを設置し、フンの回収及び清掃を行い、周辺の清潔を維持します
 - (3) 周辺からの苦情等に対しては、責任を持って対応します。
- 14 運営するホームページ（ない場合はSNS等）に、本事業について以下の定型文及びハイパーリンクを掲載します。
 - (1) 協働ボランティア用定型文
「(団体名等)」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している玉名市と協働してTNRを行いました。
どうぶつ基金が発行する「さくらねこTNR無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術費用については、全額どうぶつ基金が負担します（or負担しました。）。
 - (2) リンク先
<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>
- 15 以上のことが守られず、利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議を申し立てません。

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

第 号
年 月 日

様

玉名市長



さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付について、玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付枚数 _____ 枚
- 2 チケット番号 No. _____ から No. _____ まで
- 3 交付条件
 - (1) このチケットは、本事業の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 事業完了後30日以内に実績報告書（様式第4号）を提出する。
 - (3) 事業の変更又は中止をする場合においては、交付したチケットを返却する。
 - (4) 玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第8条に該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。

年 月 日

玉名市長 様

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付されたさくらねこ無料不妊手術チケットについて、玉名市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付枚数 _____ 枚

2 利用枚数 _____ 枚 【内訳】 オス _____ 匹 メス _____ 匹

3 返却枚数 _____ 枚

4 添付書類

- (1) 利用一覧表（様式第5号）
- (2) 未利用チケット
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第7条関係）

利用一覧表

番号	チケット 番号	毛色・特徴	性別	保護日	保護した場所	手術日	病院名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							